

# 庄内町農産物交流施設(道の駅しょうない)電気自動車急速充電設備設置事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本町では、令和2年11月に、2050年を目標に温室効果ガス排出量実質ゼロにすることを目標とした「庄内町ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた重点プロジェクトの一つとして、庄内町地球温暖化対策実行計画において、電気自動車をはじめとした環境負荷の少ない「クリーンエネルギー自動車」の普及促進を掲げている。

こうした中で、本町における観光拠点施設である道の駅しょうないの電気自動車急速充電設備(以下「EV充電設備」という。)を更新し、電気自動車の普及に寄与する利用環境の整備を図るとともに、自家用車での移動による観光客等に対して、利便性を高める目的として実施する。

なお、本事業を行う候補者の選定は、建設的、経済的かつ効率的に施工・運用する事業内容を総合的に判断するため、公募型プロポーザル方式にて行うものとする。

## 2 業務概要

- (1)業務名 庄内町農産物交流施設(道の駅しょうない)電気自動車急速充電設備設置事業
- (2)業務内容 別紙「庄内町農産物交流施設(道の駅しょうない)電気自動車急速充電設備設置事業 仕様書」による。
- (3)契約期間 契約締結日から令和8年1月16日まで
- (4)提案限度額(消費税及び地方消費税を含む)
  - ・電気自動車の急速充電設備設置工事費 8,657千円
  - ・年間保守料 226千円(R7年度は4ヶ月分計上)
- (5)担当部署及び提出先  
(事務局) 庄内町農林課農政企画係  
〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1  
電話:0234-42-0168(直通) FAX:0234-43-2246  
電子メール:norin@town.shonai.yamagata.jp

## 3 スケジュール(予定)

内容	日程
公募開始	令和7年3月21日(金)
参加表明書等への質問書提出期限	令和7年4月1日(火)午後5時15分まで

上記質問に対する回答期日	令和7年4月4日(金)までに回答
参加表明書等提出期限	令和7年4月8日(火)午後5時15分まで必着
提案書等提出者選定通知	令和7年4月11日(金)
提案書等への質問書提出期限	令和7年4月14日(月)午後5時15分まで
上記質問に対する回答期日	令和7年4月16日(水)までに回答
提案書等提出期限	令和7年4月18日(金)午後5時15分まで必着
提案書等審査会(ヒアリング)	令和7年4月23日(水)午後1時30分
提案書等特定通知	審査会終了後

なお、上記スケジュールは変更となる場合がある。

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 庄内町の令和6・7年度競争入札参加登録簿(物品・役務の提供)に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、参加表明書等の提出期限までに登録申請をし、本町が受理した場合は参加資格を有するものとする。  
(照会及び提出先は、庄内町役場総務課管財係(住所は事務局と同じ。電話番号(直通)0234-42-0129)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続(更生手続開始の申立て以後の手続きをいう。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(再生手続開始の申立て以後の手続きをいう。)が係属中である者でないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 民事保全法(平成元年法律第91号)の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (7) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が、庄内町暴力団排除条例(平成24年庄内町条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 当該業務及びそれに類する業務委託を地方自治体又はその他の公共団体等との間で締結した実績(過去3年間及び実施予定含む)を1件以上有すること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5 参加手続き

(1)本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記により参加表明書等を提出すること。

事 項	内 容
提出資料 ※原本1部 (クリップ留め)	参加表明書(様式第1号) ※直近の国税及び地方税の納税証明書添付
	会社概要書(様式第2号) ※直近3年間の財務諸表、会社パンフレット等を添付
	関連業務実績書(様式第3号) ※契約書の写し等添付
	業務実施体制調書(様式第4号)
提出期限	令和7年4月8日(火)午後5時15分まで必着
提出方法	持参又は書留郵便により受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。 ※郵送の場合は、期限までに必着とする。 持参による提出の受付時間は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
提 出 先	2(5) 事務局に記載

(2)参加表明書類の記載に関する留意事項

「関連業務実績書(様式第3号)」は、過去3年間に元請として受注した当該業務及びそれに類する業務実績について記載すること。

(3)その他

応募表明後、辞退する場合は辞退届(様式第7号)を事務局に提出すること。

## 6 参加表明書等に係る質問受付及び回答

(1)参加表明書等に係る質問事項等がある者は、下記により質問書を提出すること。

事 項	内 容
提出資料	質問書(様式第5号)
提出期限	令和7年4月1日(火)午後5時15分まで
提出方法	電子メール ※件名は「庄内町農産物交流施設電気自動車急速充電設備設置事業質問(会社名)」と記載すること。また、担当者の所属部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
提 出 先	2(5) 事務局に記載

(2)回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年4月4日(金)までに庄内町のホームページで公表(質問者は非公表)する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する場合もある。

## 7 提案書等提出者の選定

町が定める募集要件に基づき提出された参加表明書等の審査を行い、提案書等提出者に選定された者には令和7年4月11日(金)までに提案書等提出者選定通知書及び提案書等の提出要請書を電子メールで送付する。

なお、参加表明書を提出した者が多数の場合は、過去の業務実績等を評価し、上位5社程度を選考するものとする。

## 8 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提案書等については、次の要領で提出すること。

事 項	内 容
提出資料	提案申込書(様式第6号) 企画提案書(任意様式) ※A4サイズで10ページ以内 事業工程表(任意様式) 見積書及び見積額内訳明細書(任意様式)
提出部数	原本1部、副本8部(副本は、複写可)
提出期限	令和7年4月18日(金)午後5時15分まで必着
提出方法	提出先へ持参又は書留郵便にて必着のこと。 また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にて原本及び副本をそれぞれPDF化したデータを提出すること
提 出 先	2(5) 事務局に記載

### (2) 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、次の内容で作成すること。

#### ① 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、「令和6年度補正予算クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ補助金」の条件に適應した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。

#### ② 整備方針

事業者は、当該施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV急速充電設備

を企画し、その整備方針等(設備の仕様等)を示すこと。

③ 導入設備の仕様・運用方針

EV急速充電設備等の仕様について示すこと。

④ 維持管理・運営方法

EV急速充電設備等の維持管理及び運用方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。

⑤ 利用方法

利用者の利便性を考慮した決済サービスの方法を示すこと。

⑥ 町内事業者の活用

EV急速充電設備の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で町内事業者を活用すること。

⑦ その他

脱炭素社会の促進に向けた普及啓発や企画、または、その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

(3)留意事項

①提案書の様式は任意様式とし、本事業の仕様書及び別紙審査要領を参照の上、作成すること。

②評価基準を踏まえ、提案者としてのアピールポイント等を具体的に記載すること。

③専門的な知識を有していなくても評価が可能な提案書等を作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語を用いて脚注を付記するなど理解しやすいものとする。

④提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、全て事業者が負うものとする。

(4)見積書作成にあたっての注意事項

①事業費の積算方法

- ・ 事業費(工事請負費及び年間運用費)は項目ごとに明確に区分して積算し作成する。
- ・ 一式計上は認めない。
- ・ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

②消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載する。提案金額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。

(5)その他

提案書等提出者選定通知書を受けた者は、提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を提出しなければならない。

## 9 提案書等の提出要請に係る質問受付及び回答

(1)提案書等に係る質問事項等がある者は、下記により質問書を提出すること。

事 項	内 容
提出資料	質問書(様式第5号)
提出期限	令和7年4月14日(月)午後5時15分まで
提出方法	電子メール ※件名は「庄内町農産物交流施設電気自動車急速充電設備設置事業質問(会社名)」と記載すること。また、担当者の所属部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
提 出 先	2(5) 事務局に記載

(2)回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年4月16日(水)までに庄内町のホームページで公表(質問者は非公表)する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する場合もある。

## 10 審査方法・基準

提案書等を提出した者に対しては、ヒアリングの実施日時等を別途通知する。なお、詳細については、「11 提案書等の審査方法」によるものとする。

(1)選定委員会の設置

提案書等の審査及び受託候補者の選定のため、別に定める公募型プロポーザル選定委員会を設置する。

(2)審査方法

参加資格審査に合格し、提案書等の提出を行った参加者に対して、ヒアリングによる提案書等の審査を行い、審査委員の評価点数の合計が最も高い提出者を最優秀提案者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提出者が複数ある場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。

なお、提案書等を提出した者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該事業者を最優秀提案者とする。基準点に満たないとき、事業を実施する場合には再度公募する。

(3)審査項目及び評価内容

審査は別に定める「審査要領」に基づき実施する。

## 11 提案書等の審査方法

(1)ヒアリング方法

事 項	内 容
実施日程	令和7年4月23日(水)午後1時30分
実施時間	ヒアリングにおける時間配分の目安は1者当たり30分とする。 (準備5分、説明10分、質疑応答10分、片付け5分)
会 場	庄内町役場 B棟2階 会議室4において、非公開で行うものとする。 ※開始10分前までに来場すること
入室人数	ヒアリング会場への入室は、1者当たり3名以内とする。
禁止事項	ヒアリングにおける説明は、事前に提出した提案書等に記述された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で行うものとする。追加資料の配布や利用は禁止する。

## (2) その他

提案書等又はその提出者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ③提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- ④審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合
- ⑤見積書が提案限度を超過している場合
- ⑥プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合
- ⑦その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

## 12 提案書等の審査結果

提案書等の審査結果は、各提出者に対し電子メールで通知するとともに、町のホームページで公表する。

- ①最優秀提案者(契約候補者)の名称及び評価点
- ②次点以下の評価点(提案者名の併記はしない)

## 13 選定されなかった理由の説明

- (1)審査の結果、提案書等提出者又は最適な提出書等提案者に選定されなかった者は、その通知日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、任意の書面でその理由の説明を求められるものとする。理由説明の要求書は、持参又は郵送(提出期限まで必着として、書留郵便に限る)により、事務局へ提出すること。持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分の間(休日、土曜日及び日曜日を除く。)に持参すること。
- (2)理由説明の要求書に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により行う。

## 14 契約の締結

審査により業務の内容に最も適すると認められる提案書等を特定し、その提出者と契約締結の協議を行うものとする。

なお、契約締結の協議においては、企画立案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、提案書等の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

また、特定された提案書等の提出者が参加資格を満たさないことが判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の提出者と順次交渉するものとする。

## 15 その他

- (1) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (3) 提出された提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定作業において、必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 提案書等は、庄内町情報公開条例(平成17年庄内町条例第11号)の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な理由を害すると認められる情報については非開示とする場合がある。